新LIFEシステム　移行経過措置のご案内

2024.06.17

新LIFEシステムの利用に当たっては、**インターネット請求の利用が必要**となります。

旧LIFEシステムを利用したことがあり、また令和６年８月１日までにやむを得ない事情で、インターネット請求の利用を開始できない事業所については、特定の条件を満たした場合に限り、**移行経過措置としてLIFEの管理ユーザ情報（ID・初期パスワード）等を発行・郵送**します。

移行経過措置　内容

【新LIFEシステム　**通常**の初回利用時の流れ】

通常、LIFE初回利用時には、**電子請求受付システム（介護）のID・パスワードの利用（インターネット請求の利用）**が必要です

STEP 1　旧LIFEでバックアップファイル（個人情報ファイル）出力

STEP 2　新LIFEシステムにアクセス

STEP 3　**電子請求受付システム（介護）のID・パスワード**で認証

STEP 4　管理ユーザを設定、起動アイコンを入手

STEP 5　起動アイコンを起動し、管理ユーザで新LIFEシステムにログイン

【新LIFEシステム　**移行経過措置時**の初回利用時の流れ】

移行経過措置により、**電子請求受付システム（介護）のID・パスワードの利用（インターネット請求の利用）なしでLIFEの利用を開始できます**

STEP 1　移行経過措置

移行経過措置の申請により、以下情報を郵送で受取
- 管理ユーザのID・初期パスワードの情報
- 起動アイコンのダウンロードURL

STEP 2　旧LIFEでバックアップファイル（個人情報ファイル）出力

STEP 3　管理ユーザで新LIFEシステムにログインし利用

ログイン後に旧LIFEのバックアップファイルから個人情報を移行

経過措置の申請条件

以下**①～④のすべてに該当**する介護事業者は、経過措置を申請することで、インターネット請求に移行するまでの間、新LIFEシステムを利用できます。

① 旧LIFEシステム利用実績	旧LIFEシステムでLIFEデータを提出したことがある
② LIFE利用端末	旧LIFEシステムで管理ユーザが利用していた端末を、新LIFEシステムでも継続利用予定である
③ 現状の介護給付費請求方法	現在CD-R・紙により介護給付費の請求を行っている
④ その他	令和６年12月31日までにインターネット請求を利用開始予定である または 令和６年12月31日までに事業所を廃止済 または 廃止予定だが、LIFEデータの提出が必要である

別添**「申請条件チェックリスト」**で、申請条件を満たしているかご確認の上、申請を行ってください。

経過措置の申請期限・申請方法

経過措置の申請期限は、**令和６年７月15日まで**です。

上の申請条件に該当し、経過措置の申請を希望する事業者は、新LIFEシステムの「お問い合わせの方へ」から、経過措置の申請を行う旨を問い合わせ内容を記載し、送信してください。

＜新LIFEシステム URL＞　https://life-web.mhlw.go.jp/home

留意事項

発行された管理ユーザアカウント情報（ID、パスワード）は、紛失しないよう厳重に管理・保管してください。

新LIFEシステムは、管理ユーザのパスワードを紛失した場合、パスワードのリセットには電子請求受付システム（介護）のID・パスワードの利用が必要です。インターネット請求へ移行する前の時点で管理ユーザのパスワードを紛失した場合、パスワードのリセットができなくなります。

インターネット請求への移行前は、管理ユーザーの端末追加・交換ができません。早めにインターネット請求への移行をお願いします。

新LIFEシステムは、管理ユーザの端末を追加・交換する場合に、電子請求受付システム（介護）の認証が必要となるため、インターネット請求への早めの移行をお願いします。

旧LIFEシステムでのバックアップファイル取得は令和６年７月31日までに行ってください。

本経過措置により、管理ユーザのアカウント情報を発行する場合であっても、個人情報の移行には旧LIFEシステムからのバックアップファイルが必要です。旧LIFEシステムが停止する令和６年７月31日までに、バックアップファイルの取得をお願いします。

新LIFEシステム利用開始後は、バックアップファイルを頻回に取得ください。

インターネット請求に移行した場合であっても、新LIFEシステムのバックアップファイルが無い場合は、データを復旧できなくなるため、新LIFEシステム利用開始後は、バックアップファイルは頻回に取得いただき、管理ユーザの端末以外にコピーしてください。

別添　申請条件チェックリスト

新LIFEシステムの経過措置の申請を希望される方は、下の設問①～④のをご確認ください。

設問① 旧LIFEシステム利用実績

過去に旧LIFEシステムでLIFEデータを提出したことがありますか？

□はい　　□いいえ

設問② LIFE利用端末

旧LIFEシステムで管理ユーザが利用していた端末を、新LIFEシステムでも継続利用する予定ですか？

□はい　　□いいえ

設問③ 現状の介護給付費請求方法

現在、CD-R・紙により、介護給付費の請求を行っていますか？

□はい　　□いいえ

設問④ その他

以下、いずれかの状況に該当しますか？

- 令和６年12月31日までにインターネット請求の利用を開始する予定である
- 令和６年12月31日までに事業所を廃止済 または 廃止予定だが、LIFEデータの提出が必要である

□はい　　□いいえ

設問①～④すべてが「はい」の場合のみ、経過措置の申請が可能です。
「新LIFEシステム　移行経過措置のご案内」の「経過措置の申請期限・申請方法」に示すとおり、申請をしてください。